

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日は、
当日の翌日
に當り)

目次

- ◆ 告 示
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
土地改良事業計画の適否の決定(三件)
土地改良事業の認可(三件)
- ◆ 正 誤
昭和五十年十二月鳥取県告示第千百十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第千百四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第

三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
船木齒科医院	東伯郡東伯町大字徳万字西垣七三四の一	昭和五十年十二月十三日

鳥取県告示第千百四十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
船木齒科医院	東伯郡東伯町大字徳万字西垣七三四の一	全国	昭和五十年十二月十三日

鳥取県告示第千百四十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

判師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第二、〇三二号	竹内 勤	昭和五十年十二月二日
第二、〇三二号	平井 泰明	"
第二、〇三三号	竹田 力三	"
第二、〇三四号	長石 泰一郎	"
第二、〇三五号	奥 英敏	"
第二、〇三六号	竹重 元寛	"
第二、〇三七号	浜副 隆一	"

鳥取県告示第千四百四十三号

昭和五十年十一月一日付けで福部村から申請のあつた土地改良（山湯山地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所
福部村役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十四号

昭和五十年十一月十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（相谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所
岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十五号

昭和五十年六月十九日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(大柿地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十六号

羽合町から申請のあつた町営土地改良(長瀬地区農道舗装)事業は、土

地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四百四十七号

大山町から申請のあつた町営土地改良(種原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四百四十八号

中山町から申請のあつた町営土地改良(羽田井地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十年十二月鳥取県告示第千百十三号(土地改良区の役員の就退任
について)中次の箇所_に誤りがあつたので、訂正する。

頁段 行

誤

正

九下 終わり
から三 " 坂本賢幸 " 中二八六 " 坂本賢章 " 中二八六 "

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)】